

図書室カレンダー

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

◇会場

神崎ふれあいプラザ

13時開演

◇日時

2月9日(土)

観覧ください。

今年で17回の開催となり、常連の出演者も多くその成長も楽しみの一つです。若い力のみなぎるステージをぜひご覧ください。

恒例のイベントとなった「神崎ヤングフェスティバル」を今年も開催します。様々なジャンルから多くの若者が参加し、日頃の練習の成果を発表します。

2/9
ヤング
フェスティバル

◇内容 バンドやピアノ演奏、ダンス等の発表

○問合せ 教育委員会

☎ 1601



ふれあいプラザだより

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届出を提出して下さい。届出書は、役場町民課にあります。

▶事故に遭ったら

①すぐに警察へ届けてください。

(けが等があったら人身事故として処理をしてもらってください)

②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけではなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

次の場合は国民健康保険が使えません

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故



▶問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113